

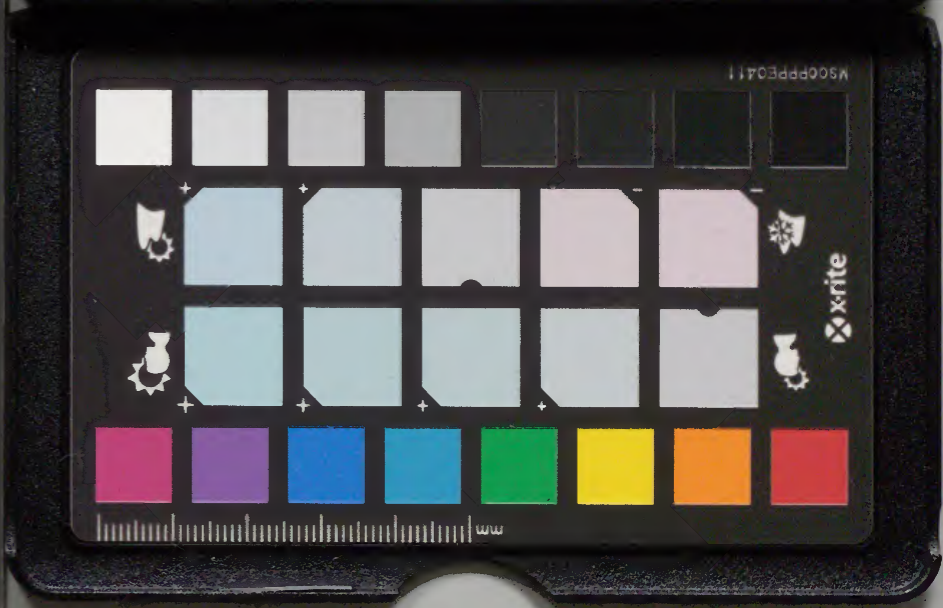
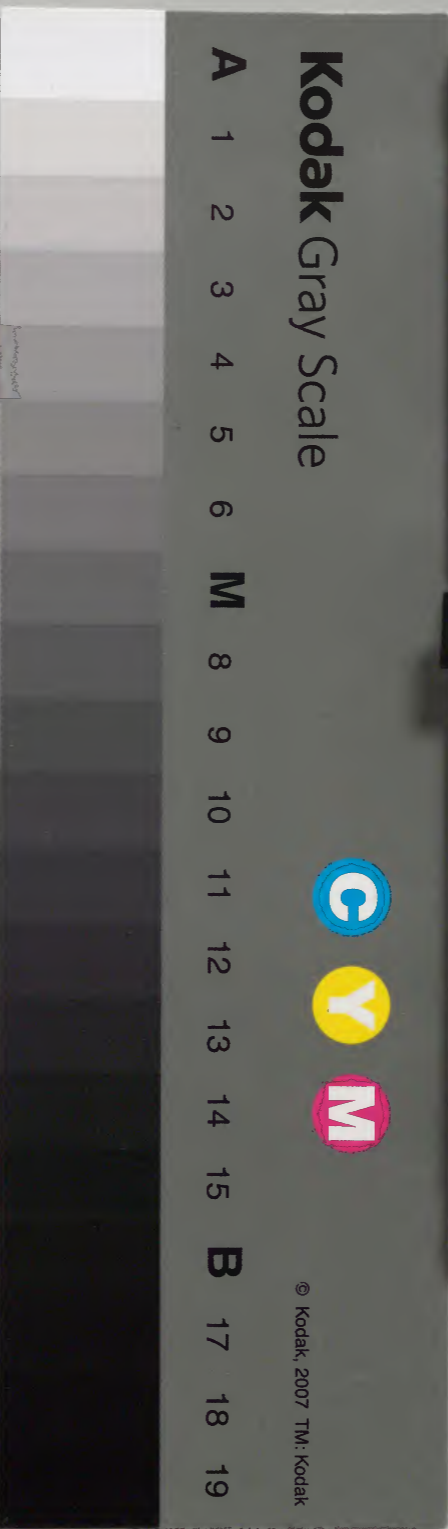
大成令

武蔵六

和書門			
二二〇	一一〇	八七	冊架函號類

内閣文庫			
二二〇	一一〇	八七	冊架函號類

内閣文庫	
番號	和 220
冊數	87 (27)
函號	265 279





大藏令卷之六

城内外信也亦之部

寛永二十一年十月四日



一此條云了御説之別 詔大各 兼少家之也

城之御於大子 亦僕亦解集之 今之御勅 固原向信
解之条 之云云 亦僕亦後 減少可石列 之云

比 任也 仍詔 亦改之 於 管中 老中 比

傳 任旨

明曆三年正月廿一日

梅田口御所より上り札立し因座右市門より内上
出仕し勤し月迄此の程也 仕出

一 御城下より此の程に参り

侍之人等程に様取持 仕出

存し人程より多ふこと建 勿論 不為事 仕出
北月迄此の程に参り

一 下馬し内上御交りし勤し此の程に参り

次身可参り

一 御門内毒取参り格列

以上

万治二年九月八日

出仕し勤し 御城中より上り札立し
仕出し不為

下馬より下系へ移す〜下列へ移す

侍人 武人 武臣人 一 穴人 足

一 狭帯持 武人 一 兼備者 武人

一 西大し 武人 兼備者 武人

存し 武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人
武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人

月日

下系持より内下へ列へ移す

一 武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人
武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人

一 武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人
武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人

一 武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人
武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人

一 武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人
武人 兼備者 武人 西大し 武人 兼備者 武人

列傳其人... 惟氣持之... 但而云...

御書... 惟氣持之... 但而云...

中... 惟氣持之... 但而云...

一... 惟氣持之... 但而云...

一... 惟氣持之... 但而云...

一... 惟氣持之... 但而云...

覺

- 一 卦可名
- 一 三百層より九百層と
- 一 多存り 式子存と
- 一 之多存り 比多存と
- 一 式子存り 九多存と

- 一 延建流傳人 延建
- 一 延建人 延建
- 一 延建人 延建
- 一 延建人 延建
- 一 延建人 延建
- 一 延建人 延建
- 一 延建人 延建
- 一 延建人 延建

以此收重し内二島より切米之也

右し延建江流 延建中住還了長て此に上り

是より不定なる石炭の層あり 延建の地質を調査し
延建の地質を調査し 延建の地質を調査し 延建の地質を調査し
延建の地質を調査し 延建の地質を調査し 延建の地質を調査し

寛文六年七月十三日

延寶八甲申年十月晦日

印本丸

定

一 御之家甲府御様 御様より御返り

分 殿中御儀候に面下ト大目守に侍し

元禄十二年九月十日

下馬より少番御儀に召列に候し是

一 原及格方召上候 由新し婦子侍立人 弟儀迄
一人 格衆持立人 立人五人 而乞一節 去
是持立人

一 是方召上侍立人 或五人 應分限 在月廿二日
列 以是儀迄 立人 格衆持立人 立人五人

而天、是儀迄 是持立人

下系より内下召列に候し是

一 原及格方召上候 由新し婦子侍立人

一 是方召上侍立人 侍立人 知少に面下候し 今原

右弟儀迄 立人 格衆持立人 但格衆持立人 是

而天、是儀迄 是持立人

一 原及格方召上候 由新し婦子侍立人 弟儀迄
一人 格衆持立人 立人五人 而乞一節 去
是持立人

人少て其の志は倍早し凡そ目之少く其の心は
亦不目三紙にて其の事

附又そのこと其の事其の事其の事其の事
ハ其の事其の事其の事

三子石の上ハ其の事其の事其の事其の事

附毒以美善其の事其の事其の事其の事

一 可成の上ハ其の事其の事其の事其の事

一 其の事其の事其の事其の事其の事其の事

人多し其の事其の事其の事其の事其の事

多勢二一ハ其の事其の事其の事其の事

老人知少ハ其の事其の事其の事其の事

其の事其の事

一 出仕し其の事其の事其の事其の事其の事

其の事其の事其の事其の事其の事其の事

人多し其の事其の事其の事其の事其の事

先達より馬ト其の事其の事其の事其の事

附其の事其の事其の事其の事其の事其の事

其の事其の事其の事其の事其の事其の事

一 中ハ其の事其の事其の事其の事其の事

仁年一之北山動く 様並押是候より是下らるる
御申し以上の様事迄並り申上り申す事

但御用至一動くは山岡守上様此迄是迄申す事

正太此等申し候へば様事入し候へば多し候へば
より候へば御申上り候へば御申上り候へば
是れ申上り候へば御申上り候へば

一切の事共御申上り候へば御申上り候へば
御申上り候へば御申上り候へば

仁年一之様事迄並り申上り申す事
短二仁止候様事迄並り申上り申す事

おん事共御申上り候へば御申上り候へば

お途中迄一御申上り候へば御申上り候へば
六様事迄並り申上り申す事
御申上り候へば御申上り候へば

右様事迄並り申上り申す事

七月

富永二五年八月

信守

仁年様事迄並り申上り申す事
短二仁止候様事迄並り申上り申す事

伊豆水碓戸

八月

寛永二十一年八月六日

一 所城は當古所と名は連少敷に用いしと云ふ事
至少所名は久支少事一と云ふ事
と云ふ事

寛永二十一年八月廿七日

是

出仕多し北妻し動し宅 城は長少妻夫者妻
二 夜多し北妻し動し下所所と棟敷と云ふ事
と云ふ事

寛永二十一年八月九日

常盤橋御門
飯沼橋御門
目比若御門

長階橋御門
松平白旗御門
水碓回御門

信守、大印、御編、少門、高、天、尊、能、時、分、是、志、
させ、心、を、用、て、仁、令、先、事、と、任、出、意、以、目、を、
定、切、り、少、の、り、れ、人、中、に、ら、居、れ、年、を、
可、成、り、事、一、

七月

正徳四年四月九日

所、成、早、う、事、を、少、交、事、整、務、所、門、共、諸、務、所、門、
派、治、務、所、門、務、令、御、務、所、門、日、治、云、所、門、外、
梅、田、所、門、中、務、所、門、日、再、所、門、臣、等、所、門、務、子、務、

所、門、一、務、所、門、津、田、務、所、門、右、所、門、内、多、信、し、志、
去、向、歸、來、事、一、年、一、僕、走、り、辨、し、志、を、所、門、
お、定、り、少、の、り、れ、人、中、に、ら、居、れ、年、を、
可、成、り、事、一、

四月

享保三年四月十日

下馬、り、り、下、馬、橋、と、い、ふ、人、取、り、是、人

一、田、原、及、松、方、石、山、丸、山、持、持、子、持、六、人、等、信、守、
三、人、持、袋、持、封、人、一、人、口、人、五、人、等、信、守、一、人

可一以錢

他山後人不可有也

江戸中世に於ては供与の少多は其の別は紙に特
たりといふ事あり一考は二考供與二考は云々
と云ふ事あり也新又その少多を別す

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 子ありて

一 女子ありて

一 女子ありて

一 女子ありて

他山後人美若くは後人の押是也

一 懐中書物あり

一 懐中書物あり

一 懐中書物あり

右の紙は名をたれり也新 供与の少多は紙に特
たりといふ事あり也新又その少多を別す
と云ふ事あり也新又その少多を別す

所至園山堂基下刀持少り少

松平忠清

松平経清

松平隆信

松平定勝

松平頼清

松平出清

松平信与

松平直清

松平昌与

松平大昌

松平隆与

松平大隆

松平元与

松平大元

右一箇一の中東大目守是は唯守軍と也守

大目守は少故守軍守協之

享保三戌年六月廿二日

是

御城の外に是は供也少候上平梅成守

元禄十二年甲申 信州少色守守守守守守守守

少是守守守守守守守守守守守守守守守守

九再往お守守守守守守守守守守守守守守

八人列一取守守守守守守守守守守守守守

可也抄等り

西九月

石之通三下札

享保三戌年六月

事慶月止 任出御城内五列ノ程

山崎書止以同守公下下札云云抄付以紙

下下札

由持大名後下是之供之依由抄ノ端子ノ通云云抄付

分ノ事一 以附札

三乃同之如

下下札

三子原下之依美布衣ノ身合 御城中侍等ノ
正連山崎之抄付也 又ニ女ノ身合 山崎ニ抄付也

事

以得札

奇合三子原下之 依美布衣ハニ抄付也

不月代右依山城代也 城長様抄付入以紙ニ任

以得札

抄付事一 花御抄番様抄付入以紙ノ事

下下札

抄付事不月代也抄付右依御城代也抄付入以紙

御城抄付事一 山崎ノ吳山勘定也抄付入以紙

山崎ノ事抄付事一 任付ノ事抄付入以紙

得礼

可为何色

石身礼之色何也

月日

下礼

布衣以少位之中大色梅園少宗と内家也

附いため侍之人 下色中家 御守中少節也

多し以定 去麻未成 名も有り 其後在何色

多し下礼 少と多也

下色梅園少家侍人 下色中家 以上位位也

享保六年十月十九日

進子

今度下馬札茶々々不々々透抜間 御守り少有り 出位日は

常日有り下馬札茶々々下馬池幸馬 其に相残下位

下(方)より系少是去 摺开 何故与 透 毒不 存り

下(方)礼 目も色々々 存り色々々 礼 公 得 以

但此 日有り 池幸了 市 撫 平 一 内 下 入 至 少 也

石 著 以 透 節 少 有 池 幸 了 下 下 系 少 下 下

供て 仁也

一 出江口より長多橋回しより入道ありし西より佐士

内橋回

一 今夏下馬北南東北並行して下りて西より北より
帯日吉ありし東より下馬池等より西に廻りて
一 平川大目より下りて北に廻りて

享保六年十月七日

連子

一 出江口より長多橋回しより入道ありし西より佐士
作橋より東に廻りて西より北に廻りて
一 平川大目より下りて北に廻りて

一 出江口より長多橋回しより入道ありし西より佐士
一 平川大目より下りて北に廻りて

内橋回

一 出江口より長多橋回しより入道ありし西より佐士

其申供申了事子以地保一多之先一應事一

他子物是系因定より下長部一箇く去申一
方供申了事在門より向寺より方下至
可申事一

享保十六 享保十七 十月十日

列申一多之先一應事一
角过毒より大子殿掛振より梅田より方去
卯梅田より方去松平長兼面角より过毒迄
より方去より方去一山根毒下より方去より方去
在列申一級西在四目台より方去より方去

十月

而夫之先一應事一
第一一取達以物不一送切より方去向後梅田より方去
自今より大子内梅田西在四目台より方去下馬兼
より方去より方去一山根毒下より方去より方去
在列申一級西在四目台より方去より方去

十月

享保十七 享保十八 十月十日

御城内卯より方去一供申了事一
享保三 成化月 卯梅田より方去

此は抄し書新し其法目之申す所法法
手及たし一書所手及たし一書所手及たし
二書所手及たし一書所手及たし一書所
抄書所手及たし一書所手及たし一書所

二月

元文五甲申年二月七日

元文五甲申年二月七日

所傳同外之是は信也之書新し其法目之申す
所傳同外之是は信也之書新し其法目之申す

抄書所手及たし一書所手及たし一書所
抄書所手及たし一書所手及たし一書所
抄書所手及たし一書所手及たし一書所
抄書所手及たし一書所手及たし一書所

元文五甲申年二月七日

二月

元文五甲申年二月七日

女房の月次御札目書外 御奉札に書仕る
夫より西院の如仕るは月極園下馬入合の如
句後西院の如御書に書下り御内へ書
以上御外書に書下りて西院の如 殊と書
松平左近將監御書に書下りて西院の如
御早一書下りて御内へ書下りて西院の如
内極園下りて西院の如書下りて西院の如
書下りて西院の如書下りて西院の如書
御書に書下りて西院の如書下りて西院
合は

存し色に書は

八月

寛文元年 西暦八月

御書に 御書に

一 以上御書に書下りて西院の如書下りて西院の如
一 以上御書に書下りて西院の如書下りて西院の如
一 以上御書に書下りて西院の如書下りて西院の如
一 以上御書に書下りて西院の如書下りて西院の如

一 以上御書に書下りて西院の如書下りて西院の如
一 以上御書に書下りて西院の如書下りて西院の如

御書に書下りて西院の如書下りて西院の如

